

飼料作物生産用農地等の確保希望状況について

「飼料増産に関するアンケート調査」の結果から、畜産農家が粗飼料の生産・利用の拡大のために確保したいと希望している面積、耕種農家が畜産農家等へ水田・耕作放棄地等を貸付又は売却しても良いと考えている面積について、各都道府県において把握可能なものを取りまとめた。

畜産農家が粗飼料の生産・利用の拡大のために確保したいと希望している面積

(単位:ha)

区 分	回答戸数	飼料作物(牧草・とうもろこし等)の生産用として農地を確保したい(畑)			飼料作物(稲発酵粗飼料やわら専用稲)の生産用として農地を確保したい(水田)			放牧利用用に土地を確保したい	合 計
		取得(購入)したい	貸借(利用権設定)したい	計	取得(購入)したい	貸借(利用権設定)したい	計		
北海道	263	1,722	652	2,374	5	12	17	69	2,459
東 北	243	81	892	973	0	218	219	88	1,280
関 東	172	25	505	530	0	2	2	33	565
北 陸	56	62	131	193	1	10	11	3	206
東 海	173	103	215	317	0	89	89	11	418
近 畿	51	59	43	103	26	10	36	16	155
中国四国	91	164	23	187	40	26	66	270	522
九州沖縄	275	201	1,339	1,540	1	97	98	10	1,647
計	1,324	2,417	3,799	6,216	73	462	535	501	7,252

注)希望面積については、各区分において重複して記入している農家があると推測されるため、計及び合計はそれら重複した面積を積み上げたものであることに留意。

耕種農家が畜産農家等へ水田・耕作放棄地等を貸付又は売却しても良いと考えている面積

(単位:ha)

区 分	回答戸数	農地を貸付(利用権設定)できる	農地の売却を検討している
北海道	10	7	245
東 北	50	61	7
関 東	36	38	1
北 陸	8	4	0
東 海	14	33	4
近 畿	19	2	0
中国四国	32	4	15
九州沖縄	12	19	16
計	181	167	289

耕作放棄地面積(2005農林業センサス)

(単位:ha)

区 分	計	販売農家			自給的農家	合計
		田	畑	樹園地		
北海道	7,836	795	6,835	207	1,715	9,551
東 北	35,986	16,755	16,086	3,145	11,483	47,469
関 東	37,489	13,651	20,590	3,247	27,013	64,502
北 陸	7,786	5,380	2,117	290	3,202	10,988
東 海	6,761	3,621	2,655	485	5,067	11,828
近 畿	6,119	3,741	1,208	1,171	4,324	10,443
中国四国	19,950	10,430	5,172	4,348	13,952	33,902
九州沖縄	22,427	9,087	7,841	5,499	12,259	34,686
計	144,356	63,461	62,504	18,391	79,016	223,372

* アンケート調査対象農家は、畜産農家: 大家畜を飼養するすべての畜産農家、耕種農家: 水田面積が概ね1ヘクタール以上の耕種農家。
(なお、地域の事情を踏まえ、それぞれ対象農家を更に絞り込むことも可能)

飼料生産や放牧利用のための用地確保に当たっての課題と対応方策について、都道府県からの主な意見。

飼料生産や放牧利用のための用地確保に当たっての課題と対応方策	
土地の立地的な条件	
	・貸借(集積)可能な場合は小面積でまとまりが無く散在しており、集積のメリットを生かせない。
	・湿地、傾斜地、道路や区画の未整備等の条件不利地が多い。
	・条件に合う農地が近隣にない。
土地の利用権、料金等の条件	
	・耕種農家との混住地域では、畜産農家に対する農地流動化に対しては価格設定の問題が最大課題ではあるが、農用地利用調整団体の設置や一部町村では町村有地の保全管理を前提とした長期貸付などの対応を取っているところもある。
	・長期間の利用権設定が困難で生産性が向上しない。
	・耕作放棄地については、不在地主や相続手続き未了等により、借地権が取得できないケースが多く見られる。
	・放牧を実施しようと農地の調整を行ったところ、その土地が納税猶予の農地であったために借りることが出来なかった。
	・1圃場に数十戸、権利者が不在等権利調整が困難。
	・優良農地は借り手が多いことから、借地料金の安い飼料作物は条件の悪い農地での作付けとなり、作業効率も悪くなっている。
	・畜産農家と耕種農家が直接利用権の設定交渉や公正な貸し付け料金を設定することが困難な状況である。
	・放牧利用は、放牧適地と思われても周辺住民の同意を得られにくい。
地権者の考え方	
	・地域全体の合意を得ることが必要であるが、農地の集約、資金面、受益の程度等の問題も含め、各農家の考え方の違いもあり、早急に進められるものではない現状がある。
	・地権者の農地に対する意識が変わらないと難しい。具体的には、農地は資産という考え方が強いため、農地への執着が強く、なかなか手放さない農家が多い。
	・遊休農地を所有する農家は、農地は農家個人の財産であり、利用は所有者が決める事であるという考えが多い。

飼料生産や放牧利用のための用地確保に当たっての課題と対応方策

- ・耕種側の意識として、畜産農家に貸し付けもしくは販売することを考えていない農家が多い。
- ・飼料基盤拡大を希望する農家が多いが、自分の土地を貸したがない農家が多く、それらの調整が今後必要と思われる。
- ・これまで飼料生産に取り組んできた者に委託してきた兼業農家が、集落営農組織に加わるために農地を戻そうとする「貸しはがし」により、飼料生産の用地確保が困難になることが懸念される。
- ・耕種農家が、飼料の生産・供給を考えない理由として、水田で飼料作物を生産すると大型の収穫機械を使用するため、ほ場が荒れる(土壌の硬化、排水不良等)。このため、水田での飼料作物作付については、主に排水不良ほ場を対象に稲発酵粗飼料の生産・普及をさらに進める。
- ・放牧に関しては、畦畔が壊されるとして、賃貸を拒む地主が見られる。

貸借(売買)等の仲介、調整

- ・農業委員会等による遊休地や耕作放棄地の情報提供やJAや営農組合などが耕種農家と畜産農家の間に入り、双方に公正な条件での賃貸借手続きができるようシステム化する。
- ・行政機関、JA、農業委員会等が一体となって調整を図り、作物毎の農地集積計画等を策定し調整していくことが重要。
- ・農業委員会等の農地保有合理化法人が仲介し、認定農業者のメリットを生かした農地集積を図る。
- ・水田の用地確保については、集落営農組織との利用権調整が必要であり、飼料作物を水田転作物と位置づけ、水田利用の方向について、地域での調整を推進。
- ・出し手の農地を一括して受け、活用する組織の育成。
- ・飼料生産にあたってはほ場の集約化が必要であるが、耕種農家への集積が中心であり、集約化されたほ場の確保が困難であり、集落単位での調整が必要である。
- ・畜産農家が点在化・少数化しているため、地域によっては畜産農家の意見が反映されにくい。
- ・農地保有合理化法人となっている農協は多いが、職員数が少ない中では専任担当を設ける事が出来ず、率先して調整を行う事が困難となっている。
- ・畜産農家、耕種農家ともに飼料作物の生産意欲がある農家はいるが、販売先が不透明なため、手を出せずにいるケースがある。畜産農家と耕種農家との間に仲介役となる機関を設ける必要があるとともに、利用農家を増やすための栽培及び給与技術指導の機関が必要。
- ・農村においては、使用していない土地でも利害関係が生じる可能性がある。土地の流動化や集積を実現するには、土地に関する正確な情報と地域の情報を周知している農業委員会の役割が重要。また、水田の利活用に関しては、地域水田協議会の産地づくり対策を踏まえた役割が重要。

飼料生産や放牧利用のための用地確保に当たっての課題と対応方策

その他

- ・購入飼料の値上がりもあり、出来れば農地を確保したい農家は多いが、先行きが不透明。
- ・用地確保に当たっては、ポジティブリスト制度との兼ね合いに注意を払う必要があるのではないか。
- ・水田における単年生牧草を作付けした場合のカメムシの発生による周辺水田での生産玄米の品質低下問題が時折発生、甚だしい場合は牧草の作付中止を畜産農家が要請されるケースも少なくない。このケースの場合、牧草作付水田の団地化や隔離作物の周縁部作付け、カメムシの消長調査による適期刈り取りの実施などの対応をとっているところもごく一部で行われている。
- ・貸付後水田復元時の牧草の根群対策が困難であったことケースがあるが、浅根性品種の導入等で対応をとったこともあった。
- ・産地づくり交付金で牧草の良質生産に対する助成などを実施し、飼料作物の良質生産に向けた取り組みを進めている。
- ・耕種農家、畜産農家に対する水田での飼料作付した際のメリット(各種助成制度)の周知徹底。
- ・現在は、米政策での土地利用集積や耕畜連携による飼料作物生産が定着してきており、農地の取得や賃借以外でも対応可能と思われる。
- ・遊休農地を利用した飼料作物の作付推進。遊休農地等での飼料作物作付に向けた事業展開。
- ・放牧の実証展示ほの設置による地域住民の理解醸成。地域における放牧推進体制の構築と適正な放牧技術の普及。
- ・放牧用地については、条件のよい場所を確保できると限らないので公共牧場を利用する。
- ・公共牧場草地の効率的な配分利用(共同利用)を図る。
- ・水田裏作(麦等)が作付け拡大。
- ・転作作物である麦の跡に、飼料作物が生産されるよう広く推進する。
- ・大規模経営化による畜産農家の労力不足の観点から飼料生産の外部化等を担うコントラクター組織の構築促進。
- ・建設業等異業種の参入による飼料作物生産。